

## 不当労働行為事件の審査の目標期間の達成状況（令和元年）について

不当労働行為事件の審査期間については、目標の達成状況等について、毎年少なくとも1回公表することとされています（労働組合法第27条の18、労働委員会規則第50条の2）。令和元年の達成状況は、次のとおりです。

### 1 審査の目標期間（平成24年1月27日 第644回公益委員会議決定）

- (1) 団交拒否事件：6か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）
- (2) 通常事件：1年  
(注1) 団交拒否事件は申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件は団交拒否事件以外の事件を指す。  
(注2) 審査期間は、申立てから終結までに要した日数。目標期間は、個々の事件ごとではなく、各年の全終結事件における1事件当たりの平均処理日数。

### 2 達成状況

- (1) 団交拒否事件  
令和元年に終結した事件はありません。
- (2) 通常事件  
令和元年に終結した事件はありません。

#### （参考）過去5年間における審査の実施状況

年	事件種別	係属事件数	終結事件数	審査期間	調査回数	審問回数	証人数等
(平成) 27	団交拒否	1件	—	—	3回	1回	2人
	通常	2件	1件	359日	6回	5回	7人
28	団交拒否	1件	1件	179日	0回	1回	2人
	通常	4件	4件	213日	2回	3回	5人
29	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	2件	1件	56日	0回	0回	0人
30	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	1件	1件	97日	0回	0回	0人
(令和) 元	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—

(注) 平成27年に申立てがあり平成28年に終結した事件（1件）については、平成27年に団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、次のとおりカウント。

- (1) 平成27年  
ア 「係属事件数」  
団交拒否事件及び通常事件それぞれに1件ずつカウント。  
イ 「調査回数」  
審査の分離前に実施した2回分を、団交拒否事件及び通常事件それぞれにカウント。
- (2) 平成28年  
「係属事件数」及び「終結事件数」  
団交拒否事件及び通常事件それぞれに1件ずつカウント。